

各 位

新型コロナウイルス感染症対策のための【保育施設利用料補助制度】の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、緊急対応として【保育施設利用料補助制度】の特例措置を導入することになりましたのでお知らせいたします。今般の特例措置は、2021年度内（2022年3月末日まで）の緊急事態発令時（緊急事態発令に準ずる状態の時）に限られます。特例措置の内容・申請については、以下をご確認ください。また、当特例措置は予算の範囲内での運用となるため、予算上限に達した段階で終了となりますのでご了承ください。

記

新型コロナウイルス感染症対策のための【保育施設利用料補助制度】の特例措置について

1. 緊急事態への対応として、通常の【保育施設利用料補助制度】とは別に、【保育施設利用料補助制度（2021年度 特例措置）】を導入する。

2. 【保育施設利用料補助制度（2021年度 特例措置）】の内容は以下のとおり

◆利用対象者

本学に在職する研究者（男性研究者*も対象）で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により緊急で保育施設を利用した者

*男性研究者とは、配偶者が大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている者に限る。

◆補助対象となる事由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、緊急で保育施設を利用した場合（例：通園している保育施設で新型コロナウイルス感染症陽性者が複数名出たため通園の自粛を余儀なくされ、業務を休むことができないため他の保育施設に預けた場合等。詳しくは、当センターにお問い合わせください。問い合わせ先は裏面。）

◆支援額・利用回数

1日（回）あたり上限2,500円、1家庭につき実施期間中8日（回）まで

◆実施期間

2021年度（2022年3月末日まで）の緊急事態発令期間中（または、緊急事態発令に準ずる状態の時）

◆申請方法

申請者は「病児・病後児・夜間・休日保育施設利用料補助申請書（特例措置）（様式A-特例措置）」に必要事項を記入の上、以下の書類を添えて、女性医師・研究者支援センターへ提出する。特例措置を申請する理由については、下記「添付書類（3）保育施設利用状況調査票（様式B）」に記載。

◆添付書類

- (1) 領収書（原本）
- (2) 保育施設の利用明細書
- (3) 保育施設利用状況調査票（様式B）

以上

帝京大学女性医師・研究者支援センター長 沖永 寛子
帝京大学女性医師・研究者支援センター室長 大久保 由美子

問い合わせ先

帝京大学 女性医師・研究者支援センター

東京都板橋区加賀 2-11-1

帝京大学医学部附属病院 6階医局内

TEL : 03-3564-8456 (内線 : 34670)

E-Mail : women@med.teikyo-u.ac.jp

担当 : 関屋